

川崎市高齢者福祉施設・介護サービス事業所 管理者様

川崎市健康福祉局長

高齢者虐待防止措置について（通知）

日頃より、本市高齢者福祉施策に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から令和3年度介護報酬改定において、全ての介護サービス事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を講じることが努力義務とされ、令和6年度介護報酬改定において、居宅療養管理指導及び特定福祉用具販売を除き、当該措置を講じることが義務化されました。

当該措置を適切に講じておりませんと、基準に従って適正な事業運営をすることができないものとして指定等の更新はできず、また、指定等の期間中は基本報酬を減算していただくことになります。

ついては、次の措置を講じているか自ら確認を行い、講じていない事実が判明したときは、速やかに必要な対応を講じていただきますようお願いいたします。

また、当該措置の取組状況については、今後、介護サービス情報公表システムに登録されている虐待防止に関する取組状況、または書面監査により確認させていただきます。

1 高齢者虐待防止措置

（1）厚生労働大臣が定める基準

虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- ア 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- イ 虐待の防止のための指針を整備すること。
- ウ 介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。
- エ ア・イ・ウに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

（2）減算について

（1）のアからエのいずれか1つでも基準を満たしていない事実が生じた場合、速やかに改善計画を川崎市に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を報告し、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算する。

2 その他

減算の取扱いについては、「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol. 1）（令和6年3月15日）、介護保険最新情報 Vol. 1345（令和7年1月20日）」で御確認ください。

（長寿社会部高齢者事業推進課事業者指導係）
電 話：044-200-2910
F A X：044-200-3926
メー ル：40kosui@city.kawasaki.jp